



子どもの医療費助成制度

問い合わせ こども育成課 ☎0942-85-3552

記事ID 0001009

市は、中学生までの通院医療費と18歳までの入院医療費を助成しています。県内の医療機関で、市交付の『子どもの医療費受給資格証』と健康保険証を提示すると、



右表の自己負担額で受診することができます。県外の医療機関など、受給資格証が使えない医療機関で受診した場合や、受給資格証を提示せずに医療費を全額支払った場合は、こども育成課で助成の手続きが必要です。

受給資格証を持っていない人や紛失・破損した場合は、こども育成課へご連絡ください。受給資格証の発行には、こどもの健康保険証が必要です。

●こどもの医療費(自己負担額)

	未就学児、小学生、中学生	高校生
通院	1 医療機関 2回まで 上限500円/月(調剤無料)	助成対象外
入院	1 医療機関 上限1,000円/月	

●その他 未就学児に限り、一部県外の医療機関でも資格証を利用できます。詳しくは資格証裏面をご覧ください▼学校でけがをした場合など、日本スポーツ振興センターの災害共済給付と子どもの医療費助成を重複して受けることはできません▼小学生以上のこどもで、ひとり親家庭等医療費助成の資格を持つ場合は、ひとり親家庭等医療費助成か子どもの医療費助成のどちらかを選択することができます

住民税均等割のみ課税世帯支援給付金を給付

記事ID 0074117

問い合わせ 物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金相談窓口 ☎0942-50-5281

物価高騰で厳しい状況にある生活者への支援として、住民税均等割のみ課税世帯を対象に支援給付金を給付しています。申請などの手続きの受付は、令和6年4月30日(火)で終了します。受付期間を過ぎると給付ができませんのでご注意ください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

- 対象世帯 令和5年度分の住民税のうち、均等割のみが課税されている世帯
 - ※基準日(令和5年12月1日)に鳥栖市に住民登録がある人。ただし、次の①～④の世帯を除く
 - ①令和5年1月1日に市町村の住民基本台帳に記録されていない人が世帯主である世帯

- ②租税条約による免除の適用の届け出により住民税均等割が課されていない人を含む世帯
- ③住民税均等割が課税されている人の扶養親族などのみで構成されている世帯
- ④『鳥栖市物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金』の支給を受けた人が世帯主の世帯

- 給付額 1世帯当たり10万円(世帯主の口座に振り込み)
- 申請期限 令和6年4月30日(火)
- 申請方法 対象世帯には、市から世帯主へ『給付金に関するお知らせ』を郵送しています。同封の案内を確認し、申請書類を給付金窓口(市役所2階東側/9時～17時※土・日曜日、祝日は除く)へ提出してください

職員募集

- ①正・准看護師
- ②薬剤師
- ③臨床検査技師
- ④介護福祉士
- ⑤病棟ケアスタッフ

今村病院では一緒に働いていただけるスタッフを募集しています！
★日勤のみ、パート勤務等、働き方はご相談に応じます。
★病院見学も随時受け付けています。事前に下記TELへお電話ください。
★求人に関するご質問も下記TELへお気軽にお問い合わせください。
給与：職歴や資格に応じ、法人の規定により支給。各種手当有
応募：随時受け付けています。電話連絡後、履歴書(写真添付)・職務経歴書を下記住所まで郵送ください。尚、応募に関する守秘義務は厳守いたします。

〒841-0061 佐賀県鳥栖市轟木町1523-6
☎0942-82-0489 人事課 宛

救急24時間受付可



医療法人社団 如水会

今村病院

理事長 今村 一郎



「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。